

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年11月11日（令和7年（行個）諮問第297号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行個）答申第42号）

事件名：本人に係る予防接種健康被害救済制度に関する記録の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月24日付け厚生労働省発感0624第10号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

補正を求める案内もないまま進めており、不開示とされた以外のあるべき書類（診療録）が部分的に不足している。不開示以外の部分については、特定していたとおり保有している記録全てを開示すべきである。

（2）意見書

目録もなくどのような情報が存在しているのか不明であるため、審査請求人は、「～審査に関する書類一式全部」に加え「～保管されている記録書類全部」と特定していた。

審査請求人における審査に関する書類とは、審査のために提出した書類を含む全ての認識である。

審査請求人は、審査の為に選別した書類との記載はしていない。

特定医療機関診療録を41枚提出していたものが、開示請求してみたら18枚しかなかった。

特定医療機関の受診証明書に×印が付いているものが複数枚あったため、追加でこの×印は何？と、ただ2点について担当者に尋ねていただけである。

何故、このような審査請求を案内されるのか意味不明。

健常者ではない審査請求人は当時、担当者名の明記もなく、親切さに欠けた担当者から混乱を招くような曖昧な説明をされていた。問い合わせの際、丁寧な説明対応があれば審査請求には至らず解決していた話である。

通常、一般社会では担当者が責任をもって対応するものであり、審査請求人からの問い合わせで、不明点について明確な説明をすることが出来ないような担当者の連絡先内線番号は不要であるため、記載すべきではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年4月24日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法77条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報について開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁が令和7年6月24日付け厚生労働省発感0624第10号により原処分を行ったところ、審査請求人は、同年8月7日付け（同月12日受付）で、原処分が開示された保有個人情報以外の保有個人情報の開示を求めて、本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分の妥当性（対象保有個人情報の特定）について

本件保有個人情報開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

原処分においては、「～審査に関する書類一式全部～」とあることから、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会及び同分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会（以下「疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会」という。）における審査の当日資料を本件対象保有個人情報として特定し、その一部を不開示とする一部開示決定をした。

(2) 不開示情報該当性について

ア 「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 議事録」、
「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コ

「新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 審査表」、
「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 審査会資料」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 議事録」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 審査表」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 審査会資料、議事録、審査表、審査会資料」のうち、委員名及び「審査表」のうち、審議会名、審議会開催日及び委員意見については、審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法78条1項6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。

イ 「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 議事録」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 議事録」のうち、事務局名については、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、開示することにより、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示とした。

ウ 「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 議事録」、
「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 審査表」、
「第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 審査会資料」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 議事録」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 審査表」、
「第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 審査会資料、審査表、審査会資料」のうち、審査請求人以外に係る部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるものであり、法7

8条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「補正を求める案内もないまま」と主張しているが、本件対象文書の特定については上記(1)で述べたとおり、対象文書を特定することが可能であったことから、補正を求める必要性は生じていない。

また、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会における審査に当たっては、審査請求人からの進達書類に基づき、審査に必要な書類の選別・ファイル化、患者のサマリー等を作成しているところ、審査請求人は「特定していたとおり保有している記録全てを開示すべきである。」と対象文書の特定に関して受け入れている。

このため、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会による審査会の当日資料における審査請求人の保有個人情報については、既に一部開示済みであることから、審査請求人の主張は妥当ではなく、結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年11月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月15日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 令和8年1月19日 審議
- ⑤ 同年4月9日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「不開示とされた以外のあるべき書類(診療録)が部分的に不足している。」と主張し、本件請求保有個人情報に該当する文書の追加特定を求めているが、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

なお、審査請求書（上記第2の2（1））及び意見書（上記第2の2（2））の記載から、審査請求人は、不開示とされた以外のあるべき書類（特定医療機関の診療録）が部分的に不足している旨を主張しており、不開示部分の開示を求めているとは解されないことから、不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3））において、審査請求人は、審査請求書において「特定していたとおり保有している記録全てを開示すべきである。」としており、本件対象保有個人情報の特定に関して受け入れている旨説明する。

(2) これに対し、審査請求人は、上記第2の審査請求書及び意見書において、おおむね、次のとおり主張している。

ア 「補正を求める案内もないまま進めており、不開示とされた以外のあるべき書類（診療録）が部分的に不足している」（上記第2の2（1）審査請求書）。特定医療機関の診療録を41枚提出していたが、開示されたのは18枚である（上記第2の2（2）意見書）。

イ 開示請求書において、「審査請求人が特定市役所に提出した令和5年特定月日A、特定月日B、特定月日C、令和6年特定月日D付けの予防接種健康被害救済制度医療費・医療手当／障害年金請求の審査に関する書類一式全部（審査請求人に係る市及び厚労省での審査記録、市及び県、厚労省によるまたは作成された記録全部を含む）＝担当課が保管されている審査請求人の予防接種健康被害救済制度に係る記録書類全部」と記載しており、審査請求人は、審査のために提出した書類を含む全ての認識であり、審査のために選別した書類との記載をしていない（上記第2の2（2）意見書）。

(3) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3））において自ら認めているとおり、審査請求人からの進達書類に基づき、審査に必要な書類として選別したもののみを開示しており、（i）開示請求書の開示を求める保有個人情報の記載「担当課が保管されている審査請求人の予防接種健康被害救済制度に係る記録書類全部」及び（ii）審査請求書の審査の趣旨及び理由の記載「不開示とされた以外のあるべき書類（診療録）が部分的に不足している」を考慮しておらず、開示を求められた文書の範囲を限定的に解して対応していると言わざるを得ない。したがって、諮問庁の上記（1）の説明は、是認できない。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、地方公共団体から審査請求人に係る特定医療機関の診療録（40枚）が厚生労働省に進達され、担当課においてこれを全て保有しているとのことである。

(4) したがって、特定医療機関の診療録のうち開示されていない残りの部分を追加して特定し、改めて開示決定をすべきである。

3 本件の一部不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示した決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

審査請求人が特定市役所に提出した令和5年特定月日A、特定月日B、特定月日C、令和6年特定月日D付けの予防接種健康被害救済制度医療費・医療手当／障害年金請求の審査に関する書類一式全部（審査請求人に係る市及び厚労省での審査記録、市及び県、厚労省によるまたは作成された記録全部を含む）＝担当課が保管されている審査請求人の予防接種健康被害救済制度に係る記録書類全部

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- (1) 第16回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会 議事録、審査表及び審査会資料
- (2) 第19回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会 議事録、審査表、概要及び審査会資料
- (3) 審査表、概要及び審査会資料
- (4) 認定・否認理由について

3 特定すべき保有個人情報記録された文書

特定医療機関の診療録のうち開示されていない残りの部分